

富士第一小学校 P T A会則

富士市立富士第一小学校 P T A

第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第 1 条 本会は、富士市立富士第一小学校 P T A という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を富士市立富士第一小学校内におく。

第 2 章 目的及び活動

(目的)

第 3 条 本会は、父母と教師が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福と成長をはかることを目的とする。

(活動)

第 4 条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- 一 会員相互の研修をはかり、向上につとめる。
- 二 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活の安全をはかる。
- 三 児童の生活環境をよくする。
- 四 その他、必要に応じ活動する。

(活動方針)

第 5 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にそって活動する。

- 一 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
- 二 特定の政党・宗教にかたよることなく、また、専ら営利を目的とするような行為はおこなわない。
- 三 本会または本会役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
- 四 本会は、学校行政上の活動を指図し、その方針を統制しようとしてはならない。

(会員)

第 6 条 本会の会員資格は、次の通りである。

- 一 本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- 二 本校に在職する教職員。
- 三 本会の趣旨に賛同する者。
- 2 本会に入会する意思を持つ者は、「富士第一小学校 P T A 会則施行細則(以下施行細則)」に定める手続きを経て入会することができる。
- 3 本会の会員は、施行細則に定める手続きを経て、本会を退会することができる。なお、児童の卒業・転校もしくは勤務校の異動などにより会員資格を喪失した場合は、退会の手続きを経なくても退会したものとみなす。

(会費)

第 7 条 本会の会員は、施行細則に定める方法により、会費を納めるものとする。会費の額は役員会での決議を経て、総会で報告する。

(権利と義務)

第 8 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 9 条 本会は、第 5 条第 1 号に定める団体及び機関に参加することができる。

第 3 章 経 理

(経理)

第 10 条 本会の活動に要する経理は、会費およびその他の収入によって支出され、事前に支出決裁を経るものとする。決裁の方法については、施行細則で定める。

第 11 条 本会の経理は、すべて総会において承認された予算にもとづいて行われる。

第 12 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、会計に関する書類の保存期間は 5 年とする。

第 4 章 役 員

(役員)

第 14 条 本会の役員は、会長(1 名)、副会長(若干名)、本部役員(3 名以上)、監事(若干名)、会計(1 名)、顧問(若干名)とする。

2 会長、副会長、監事は、任期終了後に会員資格を喪失した場合であっても、資格喪失後、最初の P T A 総会までの期間、会長、副会長、監事を補佐することができる。

(役員の選出方法)

第 15 条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- 一 会長、副会長、監事、顧問は、役員会で本部役員の中から候補者を決定し、総会で会員に報告する。ただし、顧問に限り、元会員を候補者としてすることができる。
- 二 本部役員は、会員の立候補を受け、役員会で候補者を決定し、総会で承認を得る。立候補の方法及び候補者が規定の人数に満たなかった場合の選考方法等は、施行細則でこれを定める。
- 三 上記選出方法以外の選出をする際は、役員会でその方法等を決定し、総会で承認を得る。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 か年とする。但し、再

任を妨げない。役員に欠員の生じた場合には補充することができる。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 17 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 一 会長は、会を代表して会務を総括し、その責にあたる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- 三 本部役員は、PTA活動を実践するための事業を計画・実行する。
- 四 監事は、会計監査を行い、その結果を総会において報告する。
- 五 顧問は、本会の諮問機関であり、会長の要請で本会の運営、活動の助言を行う。

第5章 会 議

(会議)

第 18 条 本会の会議は次の通りとし、会長がこれを招集する。

- 一 総 会
- 二 役員会
- 三 本部役員会

2 前項各号のいずれの会議についても、役員は必要に応じて会長に招集を求めることができる。

(総会)

第 19 条 総会は、本会の最高意思決定機関で、毎年 1 回定期に開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。いずれの会も、全会員の三分の一の出席がなくては議決することができない。

第 20 条 総会において次の事項を行う。なお、出席者の過半数の承認を得て決定する。

- 一 事業の報告及び決算の承認
- 二 会長、副会長、監事、顧問、本部役員承認
- 三 事業の計画及び予算、会費承認
- 四 会則の改正
- 五 その他必要な事項

(役員会)

第 1 条 役員会は、総会に次ぐ意思決定機関であり、会長、副会長、本部役員、監事、顧問、事務局で構成し、PTAの事業全般について決定する。また次の事項を議決することができる。

- 一 決算案、予算案、会費の額
- 二 会長、副会長、監事、顧問の候補者
- 三 本部役員候補者
- 四 施行細則の改正
- 五 その他必要な事項

(本部役員会)

第 2 条 本部役員会は、会長、副会長、本部役員、顧問、で構成する。(校長、教頭は必要に応じて参加する。)

2 本部役員会では、事業の計画及び報告案のほか、必要な事項を決定する。

第6章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第 24 条 本会が会員から個人情報を収集する際は、収集目的、保存期間を明示しなくてはならない。また、収集した個人情報は、明示した目的以外に使用することはできず、いかなる団体、機関に対しても提供しない

2 収集した個人情報は、施行細則に定めた保存期間中厳重に管理し、保存期間終了後は速やかに廃棄するなど漏えいの防止に努めなくてはならない。

附 則

1. 本会の施行細則は別に定め、この細則は、役員会において変更することができる。

2. 本会則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

改正	平成 3 年 4 月 1 日	一部改正	平成 5 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 7 年 4 月 1 日	一部改正	平成 14 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 23 年 4 月 1 日	一部改正	平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 26 年 4 月 1 日	一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 28 年 4 月 1 日	一部改正	平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 31 年 4 月 13 日	一部改正	令和 4 年 9 月 13 日	一部改正
	令和 7 年 4 月 16 日	一部改正		

富士第一小学校 P T A会則施行細則

(入退会の手続き)

- 第1条 富士市立富士第一小学校P T A(以下本会とする)に入会する意思を有する者は、別紙様式第1号に定める「同意書(兼入会届)」を事務局に提出し、事務局が受領した時点で入会が認められたものとする。
- 2 本会から退会する意思を有する会員は、別紙様式第2号に定める「退会届」を事務局に提出し、事務局が受領した時点で退会が認められたものとする。
- 3 3月末日の時点で会員である者のうち、4月1日以降も会則第6条第1項に定める会員資格を有する者は、前項の「退会届」を提出しない限り、4月1日以降も継続して本会に入会する意思を持つものとみなし、第1項に定める「同意書(兼入会届)」の提出を要しない。

(会費の徴収等)

- 第2条 会費の徴収は、会員の同意を得た上で富士市に委任し、富士市が定める方法によって行うものとする。その際、入会を希望する者及び会員は、別紙様式第1号もしくは第3号に定めるいずれかの「同意書」を提出しなくてはならない。
- 2 会員は、毎年5月の富士市が定める日に1年分の会費を一括して支払う。年度途中に入会した者は、入会日の翌月分から会計年度末までの月割り分を、入会日の翌月から数えて最初の奇数月に支払うものとする。
- 3 退会を認められた者は、これまでに同人が支払った会費のうち、退会を認められた日の翌月分から会計年度末までの月割り分に等しい金額の返還を受けることができる。なお、会員から特別な申し出のない限り、第1条第2項に定める退会の手続きがなされた時点で、返還を求める意思表示がなされたものとみなす。

(決裁及び支出)

- 第3条 本会の支出決裁は、別紙様式第4号に定める書式によって行う。決裁は、P T A役員もしくは事務局が仰ぐことができる。
- 2 決裁の順序は、会計、教頭、校長、会長とするが、5万円未満の支出については会長の決裁は不要とし、校長が決裁できるものとする。
- 3 支出を行ったP T A会員は、速やかに事務局に報告すると共に、支出を証明する書類を提出しなくてはならない。支出を証明する書類が入手できなかった場合は、別紙様式第5号に定める「支払書」の提出をもって支出を証明する書類の提出に代えることができる。

(特別会計)

- 第4条 事業等の収益金は、学校の教育活動及びP T A活動等の充実を図る為特別に必要な経費に充てるものとする。尚、会計報告は、別途に行う。

(地区)

- 第5条 本会を構成する地区は、川原宿、国久、浅間町、蓼原1、蓼原2・4・十兵衛北、蓼原3、蓼原5、塔ノ木、塔ノ木2、藤間、八幡町、富士町、平垣2、平垣3、平垣4、平垣北、平垣町、本町、松岡東、水戸島上、本市場、柚木、六軒町とする。

(役員の選出)

- 第6条 次年度の本部役員立候補を希望する会員は、随時P T A役員もしくは事務局に申し出ることとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する会員は、立候補を行うことはできない。
- 一 次年度に会員資格を喪失する会員
 - 二 会費の支払が認められない会員
 - 三 その他、会則第17条に定める役員の任務を十分に全うすることができないと認められる会員
- 2 役員会は、立候補を申し出た会員の中から候補者を決定する。
なお、候補者として認めなかった会員に対し、役員会はその理由を明示しなくてはならない。
- 3 立候補者が規定の人数に満たなかった場合、
会員全体に立候補者を募るなど措置を講じる。それでも既定の人数に満たない場合は、役員会または臨時総会を開催し、新たな選出方法を提案し、役員選出の措置を講じる。

(P T A慶弔規定)

- 第7条 このP T A慶弔規定は本校P T A会員及び教職員並びに児童に該当するもので、次のとおり慶弔金を支払うことができる。
- 一 見舞いの部
 - ア 児童の特別な傷病(入院2週間以上)については、3,000円とする。
 - イ 火災のときは、5,000円とする。
 - ウ その他、支払うべき事案が生じた場合は、役員会で支払の可否及び金額を決定する。

二 弔の部

ア P T A 会員死亡のときは、香料 1 0 , 0 0 0 円とする。

イ 児童死亡のときは、香料 1 0 , 0 0 0 円とする。

ウ その他、支払うべき事案が生じた場合は、役員会で支払いの可否及び金額を決定する。

(個人情報の取扱い)

第 8 条 本会が収集した個人情報は、会員間の連絡及び本会の活動以外には使用できない。第 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 条で定めた「同意書（兼入会届）」、「退会届」、「同意書」の保存期間は次のとおりとする。

一 「同意書（兼入会届）」は、提出日を保存期間の開始日とし、会員の退会日もしくは会員資格を喪失した日のうち早いほうを終了日とする。

二 「退会届」は、提出日を保存期間の開始日とし、退会した者が会則第 6 条第 1 号もしくは第 2 号に定める資格をいずれも喪失した日を終了日とする。

三 「同意書」は、第 1 号に準ずるものとする。

＊この規約は、平成 5 年 4 月 1 日に設置

平成 1 4 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 3 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 5 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 6 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 7 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 8 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 9 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 9 月 13 日 一部改正

令和 7 年 4 月 16 日 一部改正